

平成14年5月13日

金融庁長官  
森 昭 治 殿

馬 頭 信 用 組 合

金融整理管財人 阿久澤 光 治

金融整理管財人 直 井 勇



預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告」  
及び「経営に関する計画」の提出について

当組合の業務につきまして、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条の規程に基づき、別添の通り報告書及び計画書を提出いたします。

## 目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告	頁
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
②経営破綻に至った経緯	1
③破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
①資本の状況	2
②自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	
(1) 与信業務	2
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
①投資有価証券	3
②商品有価証券	3
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	
(1) 基本方針	5
①早期譲渡	5
②優良な顧客基盤・資産の維持	5
③経費の削減	5
④地域金融機能の維持	5
⑤内部管理体制の整備	5
⑥責任追及体制の整備	5
(2) 具体的施策	5
(3) 事業譲渡の見込み	5

## Ⅱ. 経営に関する計画

頁

1. 「経営に関する計画」の基本方針	
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	6
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	6
(3) 公的費用の極小化	6
(4) 地域経済への配慮	6
(5) 内部管理体制の確立	6
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	6
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	
(1) 基本運営方針	7
(2) 管財人会議、業務運営会議の設置	7
(3) 個別業務運営方針	7
① 与信業務運営方針	7
② 資金調達業務運営方針	8
③ 投資業務運営方針	8
④ 経費運営方針	8
⑤ その他の業務運営方針	8
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	
(1) 経営責任の明確化	9
① 旧経営陣の辞任等	9
② 役員退職慰労金	9
(2) 経費の削減	9
① 人員及び人件費の削減	9
② 物件費の削減	9
(3) 店舗統廃合	10
(4) 保有資産の処分	10
(5) 内部管理体制の整備	10
(6) 関連会社の整理	10
(7) 不良債権の回収強化	10
4. 法令等の遵守	10
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	10

## I. 業務及び財産の状況等に関する報告

### 1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

#### (1) はじめに

当組合は、平成13年11月16日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より同法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。金融整理管財人は、同日付で、同法第80条に基づき、「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、同法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

#### (2) 経営破綻の原因

##### ①当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和28年10月26日、馬頭町を中心とする近隣市町村に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については栃木県内の那須郡、塩谷郡、河内郡、大田原市、黒磯市、矢板市、宇都宮市とし、店舗は馬頭町の本店で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

##### ②経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である酒造業、木材業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、運用益確保を図って平成11年度後期に購入した仕組債及び株式が、平成12年夏以降市場における価額下落の影響から、特に平成13年度に入り、購入した価額を大きく下回ったまま回復の兆しが全く見えぬ状況に推移し、その間、適時処分の方針で対応していたが、期待した市場の回復も見られず、所有する有価証券、特に株式の処分ができぬままとなりました。

以上の経過を踏まえ、平成13年9月末における有価証券の評価損失額は、898百万円となり、うち548百万円は減損処理を余儀なくされたことや、これに併せ、平成13年9末日現在に於いて自己査定を実施したところ、貸出金について新たに35百万円の引当が必要となったことから、548百万円の減損処理と、35百万円の追加引当、繰延税金資産159百万円の取崩し等から、733百万円の大幅な債務超過となりました。

こうした状況の中にあって、預金者をはじめ取引先の信頼を維持することは困難であると判断し、

当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

### ③破綻に至った要因

融資審査内容については、貸出先の業況などについての実態把握に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理についても延滞発生の際にも特段の回収努力が行われていないなど十分とは言えず、また、有価証券については、市況の将来見込、市況悪化の際の検討も不十分なまま、ハイリスクの仕組債を多額に購入し、市況が逆方向に流れた結果、多額の損失を計上するに至り、これら貸出金や有価証券の資産運用面で、リスクに対し、的確に対応する事が出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

## (3) 管理を命ずる処分までの状況

### ①資本の状況

当信組は、平成12年12月に実施された財務局による検査結果に基づき自己査定を行なった結果、平成13年3月期決算は、自己資本比率が5.61%と前年度比▲8.08%悪化し、加えて有価証券の含み損も▲462百万円に拡大した。このため自己資本充実策として、有力組合員を中心に出資金増強計画による要請をおこなったものの、地域経済状況の停滞からくる事業不振等の理由で応諾が得られず、その他、関係先に対し出資要請を行ったものの、現状無理等との回答を受けました。

### ②自己資本回復の断念

平成13年度に入って、さらに株式市場等運用環境が悪化する中、保有有価証券の含み損が、更に拡大し、平成13年9月末時点で、自己査定を行なった結果、有価証券の含み損の拡大や債務者区分のランクダウン等による償却・引当の追加などから733百万円の大幅な債務超過となりました。

このような状況を踏まえ、この状況を速やかに解消する確実な自己資本充実策が見込まれないことから、これ以上の事業継続は困難であり、その財産をもって債務を完済することができないとの判断に基づき、平成13年11月16日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行なうに至りました。

## 2. 業務及び財産の状況について

### (1) 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である馬頭町の酒造業、木材業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：1店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
貸出金残高	4,600	100.0	4,594	100.0	4,429	100.0	4,542	100.0	39,823	100.0
訪中小企業	2,952	64.2	3,025	65.8	2,842	64.2	3,014	66.4	27,768	69.7
訪個人	1,648	35.8	1,569	34.2	1,587	35.8	1,528	33.6	11,516	28.9
訪その他	—	—	—	—	—	—	—	—	539	1.4

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

## (2) 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数： 1店

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	10,551	100.0	10,663	100.0	10,961	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	8,813	83.5	8,923	83.6	9,051	82.6	52,367	79.7
うち法人預金	1,113	10.6	1,129	10.5	1,280	11.7	11,118	16.9
うちその他	625	5.9	611	5.7	630	5.7	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

## (3) 投資等業務

### ①投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行っております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	3,706	3,385	3,261	▲462
国債・地方債	521	515	1,213	▲15
社債	1,057	303	277	1
株式	499	748	936	▲297
その他	1,627	1,817	834	▲151
貸付有価証券	—	—	—	—

### ②商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(平成13年9月末現在)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	2	30	26	▲3	5	7	7
所有 不動産	1	0	4	4	—	—	—

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合	貸出金 残高	貸出金 に占める 割合
破綻先債権	99	2.2	525	11.5	1,163	2.3
延滞債権	392	8.8	237	5.2	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	12	0.2	3	0.0	195	0.4
貸出条件緩和債権	119	2.6	139	3.0	2,239	4.5
合 計	622	14.0	904	19.9	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更生債権等	699	15.2	3,311	6.2
危険債権	67	1.4	2,510	4.7
要管理債権	143	3.1	2,382	4.5
正常債権	3,672	80.1	44,817	84.6
合 計	4,581	100.0	53,020	100.0

## (6) 関連会社の状況

関連会社については、当組合にはありません。

## 3. 事業譲渡等の見込みについて

### (1) 基本方針

#### ①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

#### ② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

#### ③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

#### ④地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

#### ⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

#### ⑥責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

### (2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

### (3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、那須信用組合が、受皿として最善との判断に至り、平成14年2月8日に事業譲渡契約書を締結いたしました。

今後も早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。